

平成十二年政令第百号

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力
隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力
に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五
条第八項、第十六条第二項及び第十九条の規
定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、ボスニア・ヘル
ツェゴヴィナにおける国際的な選挙監視活動
のため、国際連合平和維持活動等に対する協
力に関する法律（以下「法」という。）第三
条第三号に掲げる業務に係る国際平和協力
業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事
務を行う組織として、平成十二年四月二十
日までの間、ボスニア・ヘルツェゴヴィ
ナ国際平和協力隊（以下「協力隊」とい
う。）を置く。

2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち
一人を隊長として指名し、国際平和協力本
部長の定めるところにより隊務を掌理させ
る。

（国際平和協力手当）

第二条 ボスニア・ヘルツェゴヴィナにお
ける国際的な選挙監視活動のために実施さ
れる国際平和協力業務に従事する協力隊の
隊員に、この条の定めるところに従い、法
第十六条第一項に規定する国際平和協力
手当（以下「手当」という。）を支給す
る。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日
につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、
それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に
関しては、一般職の職員の給与に関する法
律（昭和二十五年法律第九十五号）に基
づく特殊勤務手当の支給の例による。

第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定
する定員は、八人とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協
力隊の設置等に関する政令（平成十年政
令第二百九十四号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

一	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の地域	一万
二	（一）の項に規定する地域を除く。）	二千

て業務を行う場合（三の項に規定する場 合を除く。）	二	サラエヴォ県の区域において業務を行 う場合（三の項に規定する場合を除く。）	八千
	三	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の地域に おいて、派遣先国の政府その他の関係機 関と一の項及び二の項に規定する業務に 従事する協力隊の隊員との間の連絡調 整に係る業務を行う場合	四千